

区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の原則3歳以上の障害児者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	85,000円 (録音再生機)	6年
			②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	48,000円 (再生専用機)	
	盲人用時計	視覚障害2級以上の なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読 10,300円 音声 13,300円	10年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害児者（本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年	

		に限る)			
電磁調理器	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯) 及び児童相談 所又は知的障害者 更生相談所におい て知的障害児・者と して判定された者 で、障害の程度が重 度又は最重度であ る18歳以上の者	視覚障害者及び知的障害者 が容易に使用し得るもの	41,000円	6年	
盲人用音声式体 温計	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯)	視覚障害者が容易に使用し 得るもの	9,000円	5年	
点字図書	主に、情報の入手を 点字によっている 視覚障害児者	点字により作成された図書	—	—	
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上 の身体障害児者 (盲 人のみの世帯及び これに準ずる世帯)	視覚障害児者が容易に使用 し得るもの	18,000円	5年	
視覚障害者用拡 大読書器	視覚障害児者であ って、本装置により 文字等を読むこと が可能になる者。原 則として学齢児以 上	画像入力装置を読みたいも の (印刷物等) の上に置く ことで、簡単に拡大された 画像 (文字等) をモニター に映し出せるもの	198,000円	8年	

歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の障害児者であつて原則として学齢児以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の身体障害者であつて、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上の障害児者であつて原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
点字器（標準型）	原則として学齢児以上の視覚障害児者	①32マス18行、両面書真鍮板製	10,800円	7年
		②32マス18行、両面書プラスチック製	6,800円	
点字器（携帯用）		①32マス4行、片面書アルミ製	7,450円	5年
		②32マス12行、片面書プラスチック製	1,700円	

①②共に点筆含む

			①②共に点筆含む	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児者又は発声・発語に著しい障害を有する児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの	18,800円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上の身体障害児	視覚障害児者、上肢障害児者がパソコンを容易に利用できるようにする周辺機器	100,000円	5年

		者であって原則として学齢児以上のもの	やソフト		
人工喉頭	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児者		①呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (気管カニューレ付き)	5,150円	4年
			②顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池充電器を含む)	8,240円	5年
埋込型人工喉頭 用人工鼻	喉頭を摘出した音声・言語機能障害児者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者	呼気を加湿・加温する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもので、障害児者が容易に使用し得る次に掲げるもの ア 気管孔に取り付けるフィルター(カセット) イ アを取り付けるための接続器具 ウ 接着剤及び剥離剤	一月当たり	23,760円	—
便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害2級	障害者又は難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)。ただし、取替えにあたり住		4,450円	8年

		以上 (2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者	宅改修を伴うものを除く。 障害児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	
特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 上肢障害2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児・者として判定された者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者	温水又は温風を出し得るものであり、障害児者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	102,100円	8年	
特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年	

	<p>する者に限る。)</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>			
	<p>相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級である者で、それぞれ原則として3歳以上の者</p>	<p>失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの</p>		
特殊寝台	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者</p>	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p>	154,000円	8年

訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の原則として３歳以上の身体障害児	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害２級以上の原則として学齢児以上の身体障害児 (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	154,000円	8年
特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障害１級の身体障害児者で、原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能	障害児者を担架に乗せたま	82,400円	5年

		障害２級以上の身体障害児者で原則として３歳以上の者（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	まりフト装置により入浴させるもの		
体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 （１） 下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児者で、原則として学齢児以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） （２） 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者	介助者が障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年	
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児者又は肢体不自由児者であって、発声・発語に著しい障害を有する原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年	

入浴補助用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害児者であって、入浴に介助を必要とする原則として3歳以上の者</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	90,000円	8年
移動用リフト	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児者で原則として3歳以上のもの</p> <p>(2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者</p>	<p>介護者が重度身体障害児者又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。</p>	159,000円	4年
移動・移乗支援用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害児者又は難病患者等の身体機能の状態を十</p>	60,000円	8年

	を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児者であり、原則として3歳以上の者 (2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者	分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	起立や歩行が不安定で転倒しやすい障害児者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ①スポンジ、皮を主材料に制作 ②スポンジ、皮、プラスチックを主材料に制作	15,700円 37,900円	3年
保護ブーツ	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、日常生活において車椅子を使用する者のうち、原則として3歳以上である者	車椅子使用時に下肢の保温や防寒による疾病防止又は怪我防止を目的としたもの	15,000円	3年
つえ	平衡機能や下肢、体幹に障害があり、歩行の際に支持が必要な身体障害児者で、原則として学齢児以上の者	①十分な強度を有する木材製。ニス塗装 ②転倒防止用のアイスピック等を装着する場合	2,310円 (夜光材付 3,570円) 1,575円	3年

			①軽金属製 3,150円 (夜光材付 4,410円) ②転倒防止用のアイスピック等を装着する場合 1,575円		
視覚障害者用物品識別装置	視覚障害2級以上の身体障害児であって原則として学齢児以上のもの	あらかじめ情報を登録した記録媒体を読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	37,800円	5年	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度等級3級以上の原則として学齢児以上の者(特殊便器への取替えをすすめる場合は、上肢障害2級以上の者) (2) 難病患者等のうち、医師の意	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの(屋内における改修及び玄関から道路までの通路部分等の屋外における改修に限る。) ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止又は移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他アからオの住宅改修に付帯して必要とな	一の住宅につき200,000円(千歳市障害者住宅改修資金助成事業の助成金の交付を受けた者については、当該交付を受けた額を含む。)まで	—	

	見書等で必要性が認められる者	る住宅改修		
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500円	5年
	腎臓機能障害3級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの			
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
ネブライザー	次の各号のいずれかに該当する者	障害児者又は難病患者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児者であつて、原則として学齢児以上のもの (2) 難病患者等のうち、医師の見書等で必要性が認められる者		56,400円	
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害児者及	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、	15,500円	8年

	<p>び児童相談所又は知的障害者更生相談所において、障害の程度が重度又は最重度であると判定された者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>		
自動消火器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 障害等級2級以上の身体障害児者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において、障害の程度が重度又は最重度であると判定された者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>(2) 難病患者等</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	28,700円	

		のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者			
ストマ用装具	膀胱・直腸機能障害を有し、ストマを造設した原則として3歳以上の身体障害児者	①蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	一月当たり 8,858円	—
		②蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	一月当たり 11,639円	
紙おむつ	治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの		一月当たり 12,000円	—

		び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの並びに脳性まひ等の脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難なもので、3歳以上のもの			
洗腸装具	治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	一月当たり 12,000円	—	

	もの			
収尿器（男性用）	脊椎損傷等の尿失禁、排尿のコントロールが十分に出来ない原則として学齢児以上の身体障害児者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 ①普通型 ②簡易型	7,950円 5,900円	1年
収尿器（女性用）		①普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。ラテックス製又はゴム製 ②簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き。	8,800円 6,100円	
パルスオキシメーター	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の身体障害者（児）であって、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者 (2) 難病患者等のうち、人工呼吸器を装着している者であって、医	①障害者（児）が容易に使用し得るもの。	42,000円	5年
		②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、医師の意見書等で必要性が認められ、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	157,500円	

		師の意見書等で 必要性が認めら れる者			
視覚障害者用地 デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上 で、原則として学齢 児以上の者	地上デジタル放送のテレビ 音声を受信可能なもので、 視覚障害者（児）が容易に 操作できるもの	29,000円	6年	

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。